

平成30年10月25日

相模原市立小中学校に在籍する
児童・生徒の保護者 様

相模原市教育委員会

学校管理下におけるケガの医療費に係る災害共済給付制度の利用について（お願い）

日頃から本市の教育行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

相模原市教育委員会では、学校管理下（学校内、通学途中など）における児童、生徒の不慮の災害（ケガ（負傷又は疾病））について、教育的観点に基づく救済及び保護者の負担軽減を目的として、国の制度である独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度に、掛金を市負担で加入しております。

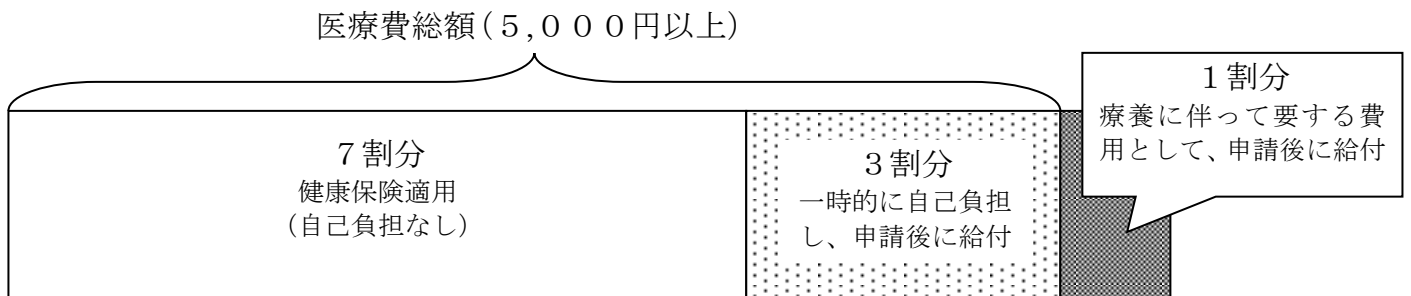
この制度は、健康保険が適用される医療費の自己負担分（窓口で負担する3割分）に、療養に伴って要する費用（1割分）を加えた金額（3割＋1割＝4割分）や、負傷の状況によっては障害見舞金等を給付するもので、相模原市の医療費助成（小児医療費助成やひとり親家庭等医療費助成等、医療証を使用して受診する方法）よりも優先して利用いただくものです。

つきましては、災害共済給付制度の趣旨をご理解いただき、学校管理下におけるケガにつきましては、この制度の利用にご協力くださいますようお願いいたします。

ケガをされた際の医療機関の窓口では、学校におけるケガであることを申し出て、いったん自己負担分（3割分）をお支払いいただいた後に、学校を通して手続きを行い、給付金（4割分）をお受けくださいますようお願いいたします。

なお、この制度は医療費の総額（1度のケガで複数回受診した場合は合計額）5,000円（自己負担額1,500円）以上が対象となりますのでご注意ください。

<災害共済給付制度による医療費負担の概要>



※その他、負傷の状況によっては障害見舞金等が給付されます。

以上

学校保健課
042-851-3106（直通）